

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 138

処 分 名	自立支援医療費(育成医療)の支給認定の変更	
処 分 の 概 要	自立支援医療(育成医療)の支給認定の変更を認定する。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	
条 項	第56条第2項	
所 管 課	健康づくり推進課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	14日	
標準処理期間	計	14日
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第29条・第32条1項・35条 同附則第12条・13条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年省令第19号)第6条の17 第38条・第39条に該当することが基準になり、自立支援医療費支給認定通則実施要綱及び自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱を参照しながら審査する。</p> <p>【根拠法令等】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第56条 第2項 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号) 第29条 法第54条第1項の政令で定める基準は、支給認定(法第52条第1項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第58条第1項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。</p> <p>2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族(地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)及び被扶養者(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。))又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。)に該当しないときは、前項及び第35条第2号から第4号までの規定の適用(同条第3号及び第4号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとする。ことができる。</p> <p>第32条 支給認定障害者等(法第54条第3項に規定する支給認定障害者等をいう。以下同じ。)は、支給認定の有効期間(法第55条に規定する支給認定の有効期間をいう。次条において同じ。)内において、当該支給認定障害者等の氏名その他の厚生労働省令で定める事項を変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該支給認定障害者等に対し支給認定を行った市町村等(法第8条第1項に規定する市町村等をいう。以下同じ。)に当該事項を届け出なければならない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

第35条 法第58条第3項第1号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情を斟酌して政令で定める額(附則第13条において「負担上限月額」という。)は、法第54条第1項に規定する厚生労働省令で定める医療の種類ごとに、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 1 その支給認定に係る障害者等が、当該支給認定に係る自立支援医療について、費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものに該当する旨の市町村等による認定を厚生労働省令で定めるところにより受けた者(以下「高額治療継続者」という。)である場合における当該支給認定障害者等(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 一万円
- 2 その支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であって、当該支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満である場合における当該支給認定障害者等(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 五千元
- 3 市町村民税世帯非課税者(その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))である場合における当該支給認定障害者等をいう。次号において同じ。)又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等(次号及び第五号に掲げる者を除く。) 五千元
- 4 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、指定自立支援医療のあった月の属する年の前年(指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十五条第二項第一号に規定する公的年金等の収入金額をいう。以下同じ。)、当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)及び当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に支給された国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)に基づく障害基礎年金その他の厚生労働省令で定める給付を合計した金額の合計額が八十万円以下である者又はその支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が指定自立支援医療のあった月において要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。) 二千五百円
- 5 その支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員が、指定自立支援医療のあった月において、被保護者又は要保護者である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給認定障害者等 零

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 附則
(支給認定に係る政令で定める基準の経過的特例)

第12条 法第54条第1項の政令で定める基準は、第29条に規定するもののほか、平成27年3月31日までの間は、支給認定に係る障害者等及び支給認定基準世帯員について指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元以上であり、かつ、当該支給認定に係る障害者等が高額治療継続者であることとする。

第13条 指定自立支援医療(育成医療を除く。)に係る負担上限月額は、第35条第1項に規定するもののほか、平成27年3月31日までの間は、前条で規定する基準の経過的特例に該当する支給認定障害者等については、二万円とする。

2 育成医療に係る負担上限月額は、第三十五条第一項に規定するもののほか、平成27年3月31日までの間は、次の各号に掲げる支給認定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 1 前条で規定する基準の経過的特例に該当する者 二万円
- 2 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千元未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等(次号に掲げる者を除く。) 一万円
- 3 その支給認定に係る障害児及び支給認定基準世帯員について、指定自立支援医療のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が三万三千元未満であつて、当該支給認定に係る障害児が高額治療継続者以外のものである場合における当該支給認定障害者等 五千元

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年省令第19号)

第6条の17 令第1条の2第1号に規定する厚生労働省令で定める身体障害は、次に掲げるものであって、これらの障害に係る医療を行わないときは、将来において身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる障害と同程度の障害を残すと認められ、及び確実な治療の効果が期待できる状態のもの(内臓の機能の障害によるものについては、手術により、将来、生活能力を維持できる状態のものに限る。)とする。

- 1 視覚障害
- 2 聴覚又は平衡機能の障害
- 3 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- 4 肢体不自由
- 5 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能の障害
- 6 先天性の内臓の機能の障害(前号に掲げるものを除く。)
- 7 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

第38条 令第29条第1項に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、支給認定に係る障害児の保護者が後期高齢者医療の被保険者である場合(第二号に掲げる場合に限る。)は、当該障害児の保護者及び当該支給認定に係る障害児の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定に係る障害児以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害児と同一の世帯に属するものに限る。)とする。

1 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険及び後期高齢者医療以外である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であって、かつ、健康保険法の規定による被保険者(同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。)、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は健康保険法第126条の規定に基づき日雇特例被保険者手帳の交付を受けその手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者をいう。)

2 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が国民健康保険である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している国民健康保険の被保険者(当該支給認定に係る障害者等以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。)

3 支給認定に係る障害者等の加入している医療保険が後期高齢者医療である場合 当該支給認定に係る障害者等の加入している後期高齢者医療の被保険者(当該支給認定に係る障害者以外の者であって、かつ、当該支給認定に係る障害者等と同一の世帯に属する者に限る。)

(平20厚労令77・全改)

(支給認定に係る政令で定める基準の額の算定方法)

第38条の2 令第29条第1項に規定する所得割の額を算定する場合には、第26条の3の規定を準用する。

(平24厚労令96・追加・一部改正)

第34条 令第29条第1項の合算した額の算定については、次の各号に掲げる支給認定に係る障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額を合算するものとする。

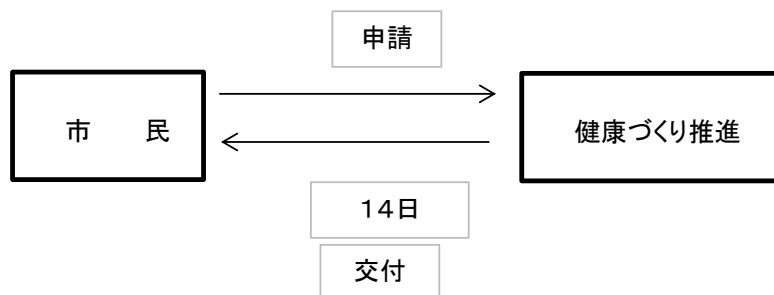
1 支給認定に係る障害者等が医療保険各法(国民健康保険法及び高齢者医療確保法を除く。)の規定による被保険者である場合又は被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。)である場合 当該支給認定に係る障害者等の地方税法の規定による市町村民税(令第17条第2号イに規定する市町村民税をいう。以下この条において同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(令第17条第2号イに規定する所得割をいう。以下この条において同じ。)の額

2 第38条ただし書に該当する場合又は同条第二号若しくは第三号に掲げる場合 当該支給認定に係る障害者等の市町村民税の所得割の額及び当該支給認定に係る障害者等に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

3 支給認定に係る障害者等が前2号のいずれにも該当しない者である場合 当該支給認定に係る障害者等に関する支給認定基準世帯員の市町村民税の所得割の額

自立支援医療費支給認定通則実施要綱 自立支援医療費(育成医療)支給認定実施要綱については窓口にて閲覧

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。